

「特別定額給付金」支給のご案内

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもと、さまざまな活動が制約される人びとへの支援として、「特別定額給付金」を支給します。

つきましては、支給に必要な書類を同封しましたので、必要事項を記入のうえ、申請していただきますようお願いいたします。

(1) 岩内町で給付金を受給できる方

令和2年4月27日現在、岩内町の「住民基本台帳」に記録されている方です。(いわゆる「住民票がある方」)

(2) 世帯主口座に一括振込

給付金は、世帯員全員の分をまとめて、世帯主の口座に振り込む方法で支給します。

※事情により、口座振込による受け取りができない方はお問い合わせください。

(3) 支給額は世帯員1人につき10万円

世帯員が4人であれば、支給額合計は40万円となります。

(4) 申請書類の提出は郵送で

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、作成いただいた申請書類などは、同封の返信用封筒に入れて『郵送』してください。

※マイナンバーカードを持っている方は、マイナポータル上の画面からオンライン申請をすることができます。

(5) 受付期間および支給開始日

受付期間 令和2年5月11日(月)～令和2年8月11日(火)

支給開始 申請書等の受理後、可能な限り早い支給を目指しています。

役場から郵送した書類

- ①この案内文
- ②特別定額給付金申請書
- ③記入のしかた
- ④チラシ(給付金のサギに注意)
- ⑤返信用封筒

役場に送り返していただく書類

- ⑤の返信用封筒に、つぎの書類を入れて郵送してください。
- ②特別定額給付金申請書
- ⑥の写し
- ⑦の写し

用意していただく書類

- 運転免許証
 - マイナンバーカード
 - 身体障害者手帳
 - 健康保険証
 - 介護保険証
 - その他本人確認ができるもの
 - ⑥上のいずれか1つの写し
〔住所、氏名、生年月日などがわかるように〕
 - ⑦通帳の写し
〔金融機関名、支店名、口座番号、種類、名義がわかるように〕
- ※代理人を受給する場合には、代理人であることを証明する書類も必要となります。

「特別定額給付金」についての問合せ先
岩内町役場 総務部 総務財政課

直通電話 67-7150